

1. 令和4年第4回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和4年9月20日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第109号 財産の取得及び処分の変更について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本田 教治	2番	長岡 文男
3番	田代 まさよ	4番	田中 義久
5番	蓑島 もとみ	6番	三島 一貴
7番	森藤 文男	8番	原 喜与美
9番	野田 勝彦	10番	山川 直保
11番	田中 やすひさ	12番	森 喜人
13番	田代 はつ江	14番	兼山 悌孝
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	熊田 一泰	市長公室長	河合 保隆
総務部長兼 選挙管理委員会書記長	加藤 光俊	市長公室付部長	三輪 幸司
健康福祉部長	田口 昌彦	農林水産部長	田代 吉広
商工観光部長	可児 俊行	教育次長	長尾 実

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	松山 由佳
議会事務局 議会総務課 係長	三島 栄志		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。議員各位には、出務、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、昨日の14号台風におきましては、テレビ・新聞等で報道がなされて、大変、大きな被害が出るという予想がありまして、皆さん、御心配されましたと思いますけれども、いろいろなところで避難された方もお見えになりますけれども、大きな被害がなく今日もこうして定例会が開けることになりましたことを大変うれしく思います。本当に、皆様、昨日は心配をされ、御苦労さまでございました。

それでは、本日の議事日程はお手元に配付してありますので、お願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、3番 田代まさよ議員、4番 田中義久議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（田代はつ江） それでは、5番 蓑島もとみ議員の質問を許可します。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） 議長の許可を頂き、通告に従い2つの質問をさせていただきたいと思っております。

なお、1番の小項目の2ですけれども、これは、今回、削除させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

早速ですが、夕べ、夜間、台風14号が通過いたしました。かつてないほどの大きな勢力の下に九州に上陸して日本列島を縦断したという状態だったのですが、大きな災害もなく、こうして、今回、私もここにいられるのは、日本列島というのは、いにしえよりあらゆる自然災害に対して備えられ

てきたというか、鍛えられてきた。その結果、それぞれの一人一人の日本人というのは備えているんでしょうね。

台風が来た、地震が来たらどうする、津波が来るときはどうするというところにそれなりにあらかじめ備えている気持ちというのが大きな災害を免れる一番の大切な要因じゃないかなと思いました。

これからも、いろんな面で普段の生活からいろんな備えに対して、備えといますか、事態に対して備えるという気持ちが大切だなとつくづく思いながら、今朝、こうして参りました。

まず最初の質問で、本市内での医療体制の充実ということで御質問をさせていただきたいと思えます。

高齢化が進みまして人口の3分の1が年寄りといいますが、一線を退かなくてはならないような年齢になってまいりましたが、年を取って一線から退くと健康に対して非常に敏感になるといいますか、要は気になるといいますか、なってきます。

私の知っている高齢の方といいますが、年老いた方々が常に言われることは、どんな病気になってもできればこの郡上市内での医療を受けて、郡上市内で安心して治療しながら去っていけるような状況でいたいなという話がありました。

ほかではありませんけれども、昨今、このコロナ禍で要するに各医療機関で協力し合いながら本当に高いレベルでのワクチン接種が実現したという実情を踏まえまして、郡上市内での医療機関がそれなりに協力し合って連携し合って各病気に対して対応できればこんな安心できることはないんじゃないかと。

私もあまり詳しくは知らなかったんですけども、当市内において非常にレベルの高い専門のお医者様がかなりいらっしゃるなということを実感しております。

ですから、連携して連絡を取りながらそれぞれの病気に対して対応していただければ、高齢の方々も安心できるんじゃないかなと思ひ、ここで質問するんですけども、どうにかして、公の機関が、各それぞれの医療機関に対してというか、話し合い、連携を取りながらいろんな疾病に対しての対応ができないものかということをもまず御質問したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

郡上市におきましては、安定した地域医療の確保、市民から信頼される公立病院等の運営に取り組むため、郡上市地域医療確保検討委員会を平成21年度に設置し、病病連携・病診連携に関すること、公立病院等の望ましい在り方に関すること、そのほか地域医療の確保に関することについて検討を行いながら、多くの意見や提言等を頂き、平成23年3月に地域医療を守り育てる郡上市ビジョンを策定いたしました。

そのビジョンが示す内容を検証するため、市では定期的に委員会を開催し、現状の課題や公立病院の経営状況などを確認しながら検討・協議を重ねてまいりました。

国では、団塊の世代が75歳を迎える超高齢化社会の到来と言われる2025年に向けて、平成27年3月、地域医療構想策定ガイドラインが示され、それに基づきながら地域の実情に合った医療提供体制の構築を目指すべく県におきましても各圏域別の岐阜県地域医療構想が調整会議を経て策定されております。

郡上市におきましても、この一連の動向を鑑みつつ、市を取り巻く医療体制の現状を踏まえた上で、将来的に安定した地域医療確保のために、医療従事者のみならず様々な立場から共に考え、広く市民の声を取り入れながら第2期ビジョンを策定しました。

ビジョンにおきましては、地域医療確保のための課題としまして、1つ目に医師と医療従事者の確保、2つ目に救急医療、休日・夜間医療体制、3つ目に小児・産科医療体制、4つ目にへき地医療体制、5つ目に病々連携・病診連携、6つ目に地域医療を守り育てるための諸活動、7つ目に地域包括ケアシステムの構築を示しております。

地域医療を守り育てるための諸活動におきましては、自治会連合会主催の市民フォーラム、市民有志による地域医療を考えるガヤガヤ会議等、積極的に活動していただいておりますが、コロナ禍によりこのところ開催ができない状況となっております。

ビジョンの計画期間は、関連計画である新公立病院改革プランと足並みを合わせ、平成28年度から令和2年度までの5か年間としておりましたが、コロナ禍により国が示す公立病院経営強化ガイドラインの発出が遅れたことにより見直しができおりませんでした。今年3月にこのガイドラインが示されましたので、今後、検討・協議を本格化させることとしております。

新公立病院改革プランについて、国が示すガイドラインでは、公立病院は、医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化に伴う医療需要の変化等により依然として持続可能な経営を確保し切れない病院も多いこと、コロナ感染症拡大時の対応における公立病院の果たす役割の重要性が改めて認識され、病院間の役割分担の明確化、最適化や医師・看護師等の確保などの取組を平時から進めておく必要があること、医師の時間外労働規制への対応が迫られることなどが課題とされております。

こうした課題を踏まえまして、プランにおいては、1つ目、役割・機能の最適化と連携の強化、2つ目に医師・看護師等の確保と働き方改革、3つ目に経営形態の見直し、4つ目に新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組、5つ目に施設・設備の最適化、6つ目に経営の効率化等を盛り込む必要があります。

議員が示されました課題でございます1点目、高齢の方の近場での入院診療、2点目、市内の各病院または専門医師が連携し、早く確実な治療、3点目、病床のバランスなども踏まえた市内病院

間での連携につきましては、いずれも郡上市ビジョンにおいて掲げておる課題でございます、今後は、市を取り巻く医療体制の現状を踏まえた上で医療機関間における協議を進め、ビジョンの見直しを行いまして将来的に安定した地域医療体制の実現を目指します。

また、高度な治療を要する場合や状態の早期安定化に向けて診療密度が特に高い医療を提供する必要のある高度急性期の場合など市内医療機関だけでは対応できない場合もありますので、市外医療機関との連携も行った上でその後の回復期・慢性期における受入体制の構築を目指します。よろしくをお願いします。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) 昨今、病床の数が減ったという反面、高齢者は増えたということで、高齢の方々は俺らが病気になったらどこへ預かってもらえるんだろうという不安もございます。

そこで、郡上市内のいろんな医療関係の皆さんで連携を取って、安心して、病気、対応、治療、養生ができる体制を取っていただきたいと。重ねて、今、年に1回ぐらい各医療機関で話し合いがなされているかなという思いなんですけども、せめて、2回3回の調整を皆さんで話し合いがなされるようにしてより一層の充実を図っていただけるとありがたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

第2点目ですけども、実は、8月、私の地域で毎年行われている美化運動が行われまして、美化運動の後で地域の方々から非常に、お叱りというわけではないんですけども「もうこんなことは冗談じゃない」と非常に弱音を吐かれました。

どういふことかと申しますと、人口の少子化もあるんでしょうけども、面倒を見なくてはならない土地が非常に広いと。いながら、きれいな環境を維持していこうと思うと、例えばですけれども、私の地域には一級河川もありますし、鉄道もあります。そして、排水路、給水路、その他、非常に高いのり面ですとか崖のようなところがあって、そういったところへくまなく手を差し伸べて、差し伸べるといいますか、美化運動、荒れたところをきれいにしたりしようとしますと、とてもじゃないけど、手が足りない。

そこへ持ってきてまして、最近になってきましたら中高年ですとか地権者がほとんどどこへ行ったか分からないような土地もありまして、そこら辺の面倒も見なくちゃならないということで、なんとか公的な力をお借りして何とか手だてがないものかということ。

そこでお伺いしたいんですけども、これからずっときれいな環境を維持していこうと思うと、継続的に、補助といいますか、救済が頂ければありがたいなと思います。そういう制度というものはどうなのかなと思ひましてここに質問するわけですけども、いかがなものでしょうか。

○議長(田代はつ江) 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、蓑島議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

市では農地また農地の施設の保全と地域活動につきまして国の制度であります中山間地域等直接支払交付金また多面的機能支払交付金というものを活用してございます。

これらの制度ですけれども、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を維持するための支援また農業・農村の有します多面的機能の維持、これをまた発揮させるための地域の共同活動を支援する制度であります。

現在、市内では、中山間地域等直接支払交付金が164の集落など、また多面的機能支払交付金は107の組織で活用いただいております。それぞれ面積に応じて交付金が支払われまして、地域で定められました協定内容に基づいて活動していただいておりますという状況でございます。

活動内容につきましては各協定によりそれぞれ異なるわけですけれども、主な事例といたしましては、どこでもやっておられることとしましては、農道また農地ののり面また用水路ですとか排水路の草刈り及び泥上げ、簡易補修、また集会所でありますとか公園などの美化活動などにも活用いただいております。

また、獣害柵の設置でありますとか、最近でありますと、先ほど議員さんもおっしゃっておられましたけれども、高齢化で急なりのり面がなかなか刈れないというようなところも出てまいったという中で、今、ラジコンの草刈り機、こちらのほう、値段はそこそこするんですけれども、傾斜が40度ぐらいまで刈れるというようなものもございまして、こうしたものをこの交付金を活用して導入しようというところで計画されてみえる集落もございます。

これらの制度を活用します際には、対象の範囲を定めまして組織をつくり、また話合いによって作成します活動計画に基づき活動を実施するといったような流れになります。

また、交付金の支払いに当たりましては、活動計画を記載した申請書でありますとか活動実績を記載した実績報告書を作成して提出していただく必要がございます。

また、この交付金を受けるためには最低5年間の継続した活動が条件となりまして、期間中に対象農地を宅地転用した場合などには交付金の返還が生じるなどのルールもございます。

本制度の目的ですけれども、農業生産活動の維持・継続また農地・農村の有します多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動の支援でありますことから制度活用の際には活動と併せて人口減少や高齢化が進む中で集落内の農地をどうやって維持していくかというようなことを毎年集落内で話し合っていていただきまして集落単位以内で農地また集落を守っていただきたいというふうを考えております。

農地の保全活動に合わせまして地域内の農道及び農水路等の草刈り等の維持管理を一体に行われる場合にはこれらの制度の活用を検討されてはいかがでしょうか。

制度により対象となる農用地また交付単価が異なりますので、まずはお気軽に市のほうに御相談

いただきまして、集落の現状また今の現状などを具体的にお知らせいただきまして御要望をお聞かせ願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) ありがとうございます。いろんな補助的なものがあるということは分かりました。

しかも、その補助金がいろんなところに使えるといいますか、水路の修理ですとか、道路というか、農道の修理、農業だけでなくいろんなところにも活用できるということで安心はできるのですが、悲しいかな、努力が足りないのかもしれませんが、私の地域は自分の地域だけの地権者に取まらないんです。三方四方からの地権者が寄った地域でして、なかなか、それらの方々の思いといいますか、賛同を得ることが難しいんじゃないかなという思いでおります。

ですから、広大な土地を一括して、美化、環境を維持していくということに対して大変だなというふうに思っているのですが、その辺、もう少し、簡素化といいますか、地権者全員の賛同が必要なのか、それとももう少し簡単に許可が頂けないものかということでお伺いしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長(田代はつ江) 田代農林水産部長。

○農林水産部長(田代吉広) では、お答えをさせていただきます。

こちらの2つの制度とも国の制度ということで要件等が決まっているということでございますので、その要件には従わなければいけないということになるんですけども、地域のいろんな事情がおりになると思います。

例えば、3ヘクタールある農地のうちで御理解が頂けるところが2ヘクタールとか1ヘクタールしかないといった場合でも該当になる面積であればそのことは当然この制度を使っていただけますので、それも併せて市のほうに御相談いただきたいということでございます。

ただ、このことは、あくまでも制度を使っていただきますのはそれぞれの地域の皆様方ということでございまして、その地域の皆様方にやる気を持ってやっていただくということがまずは大事ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 蓑島もとみ議員。

○5番(蓑島もとみ) 早速、皆さんの意見をまとめたいということで、動きを、活動を始めている状態なんですけども、これからこの活動に対しての細かな指導を常に頂ければありがたいというこ

とでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ありがとうございました。時間を余しましたけども、これで質問を終わりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、蓑島もとみ議員の質問は終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時10分を予定いたします。

（午前 9時55分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時10分）

◇ 森 喜 人 議 員

○議長（田代はつ江） 12番 森喜人議員の質問を許可いたします。

12番 森喜人議員。

○12番（森 喜人） それでは、議長から発言の許可を頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

2つ質問させていただきますが、一つは選挙についてということで、合併からのいろんな選挙がありました。特にこの前の参議院選挙、いろんなことがありましたけども、それまでの選挙についてお伺いします。

それから、2つ目はより深まる介護社会に向けてということで、私もいろいろと関係しておりますので、このことについて質問させていただきたいと思ひます。

昨今の報道では世界で専制・強権国家の躍進や民主主義のお手本であったはずのアメリカの大統領選挙における大混乱のていたらくを見せられまして民主主義限界論を聞かされるということがあります。

世界で、自由民主、それから法の下での平等の国家というのは、日本もそうなんですけども、自由民主、それから法の下での平等の国家よりも専制・強権国家のほうが実は数が多いんです。そんなことで、私たちは、当然、自由民主主義、法の下での平等と言っていますが、そうでもないということですね。そういったことを中心に質問したいと思ひます。

民主主義の手段というのは選挙なわけですが、この選挙に真摯に向かい合うということが非常に重要であります。そこで、市内の選挙の投票率。これは平成16年以降。それから、18歳、19歳の投票率。これは平成28年以降。

先ほど後ろに来ておられます若い職員の皆さんに年齢を聞きますと、恐らく、平成28年以降ですから、選挙、高校のときに投票しているんじゃないかというふうに思ひますが、そうしたことも含

めて。

それから、市内の臨時期日前投票所の投票者数。これは平成31年以降。それから、不在者投票者数。これは平成16年以降ですが、特に市外滞在者でどのぐらいいるのかということ。それから、病院等不在者投票。それぞれの推移をお伺いしたいと思います。特に18歳、19歳等の若い世代の投票率向上に向けての施策をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森喜人議員の質問に答弁を求めます。

加藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（加藤光俊） それでは、お答えをさせていただきます。

最初に、投票率の推移については、資料を用意してございますので、ペーパーかタブレットかを御覧いただきたいと思います。お願いします。

選挙種類ごとに4つに分けてグラフで表示してございます。左側から、衆議院選挙、右に行って、参議院、県知事と県議会議員選挙、1つにまとめてございますが、市長と市議会議員選挙も1つにまとめております。上段の青色の折れ線グラフが郡上市の投票率、下段の茶色の線が岐阜県の平均の投票率を示しております。

なお、県議選は緑色の丸で示し、市長選は赤色の丸をしてございますので、お願いします。

下の表の中央列に選挙ごとの平均投票率を記載してございますので、衆議院・参議院は70%強、75と72ということでございます。県知事選は約64%、緑丸の県議会議員選挙は、1回のみでございますが、84%、市長・市議選は80%だというような投票結果でございます。これは平均値でございます。

一番右側のグラフ、上段でございますが、こちらは市長・市議選で、平成16年は89%後半でございましたが、徐々に下降して、直近、令和2年の選挙では72.93%と16.81ポイントほど下がってございます。

左の3つのグラフは国または県選挙で、単純な右肩下がりではございません。上段の市の投票率と下段の県平均の投票率は同じように上下してございますので、その時々選挙への関心度に投票率が連動しているのではないかというふうに考えてございます。

参考までに、直近の7月参議院議員通常選挙における投票率は県平均が53.59%に対しまして郡上市は71.3%であり、県内市で1位、県全体の自治体でも4番目の投票率であったということでございます。

以降は口頭での報告のみとさせていただきますので、御容赦いただきたいと思います。存じます。

18歳、19歳の投票率につきましては、平成28年の法改正で年齢の引上げが行われたところでございます。

選挙ごとで全投票者数を対象に調査を行う場合と一部投票所を抽出する場合がございますので、

全数調査の投票率を報告させていただきますと、法改正直後の平成28年参議院選挙は47.54%、令和3年の県知事選が53.3%と微増してございます。19歳以下の方は約半数が投票しているのではないかと。そういう状況が読み取れると考えてございます。

国の調査によりますと、若年層が選挙に行かない理由として、親元を離れ、市外に居住しているが、住民票を移しておらず今住んでいる市町村で投票することができなかったからという理由が一番多くなっております。

郡上市の高校を卒業後に住民票を残したまま市外に出られる方が多くいると思われまので、これが若年層の投票率が低い大きな原因になっているということで考えてございます。

次に、臨時期日前投票所の投票者数の推移につきましては、初めて実施した令和元年参議院選挙の際には205人、令和2年市議会議員選挙が407人、令和3年の県知事選挙が173人、同年の衆議院選挙は157人、本年の参議院選挙は138人と一時増えましたが、以降は徐々に減少してございます。

加えて、直近の参議院では、一番多い投票所では44人、一番少ない投票所で3人となってございまして、12か所設置しております臨時期日前投票所のうち投票者数が10人以下であったというところが9か所ございました。

次に不在者投票の投票者数についてでございますが、10年ほど前は投票者数が250人以上いらっしゃいましたけれども、ここ数年の選挙では150人を下回っているような状況でございます。減少傾向が見られます。

市外在住者と病院等の投票者数の割合につきましては、平均値ではございますけれども、病院等の不在者投票は約9割と多くを占めている状況でございます。

最後に若い世代の投票率向上について考えていることを申し述べますけれども、選挙管理委員会としましては市外に転出する場合は居住の実態に合わせて住民票を異動していただくことが第一と考えてございます。

これ以外にも不在者投票の周知でありますとか高校での主権者教育に加えてマイナポータルのぴったりサービスを利用して不在者投票の投票用紙をオンライン請求することも実施に向けて検討していきたいと考えてございます。

ぴったりサービスといいますのは、従来、不在者投票の投票用紙を請求する際は郵送のみと公職選挙法で定められておりますけれども、マイナンバーカードを取得されていればオンラインで請求できる仕組みでございます。これにより郵送の手間と時間が短縮されますので、投票機会の拡充につながるかと考えております。

以上です。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 大変、郡上市の投票率は高いということで誇るべきことだというふうに思っております。

実は、市長も御存じだと思いますが、「郡上市というのは非常に民主主義の運動のスタートも早かったところだ」と、そういったふうなことを言った人がいます。『郡上一揆』という映画が作られましたけども、そのときに武儀郡に船戸行雄さんという県会議員がみえました。不幸にして亡くなられましたけれども、あの方が、上映の際に、上映といいますか、プレ上映でしたけども、そのときに挨拶に立たれまして、郡上一揆というのは、江戸時代、宝暦義民ですから、宝暦というのは1751年からですね。1754年が宝暦義民だったんですが、これが日本の中で、もしくは世界の中でも非常に一番最初の民主主義運動だったということを言われたことがあります。

私たちが知る限りにおいては、フランス革命が1789年ですよ。それから大分前に郡上一揆が起きているというようなことで、そうした意味で、郡上はすごいところなんだ、郡上一揆はすごいことなんだということを言ってくださったことがありました。

私は、当時、まだ郡上におりませんでしたけれども、その人の話を聞いたときに郡上というところはすごいところなんだというようなことも実感させていただいたところがございます。

もちろんローマとかギリシャとかそうした時代のは別でありますけれども、江戸時代に行われた郡上一揆というのは本当に日本の中でも最も早い民主主義運動だったということでもあります。

詳しいことはあれですが、2つ目の質問なんですけど、実はこの前の参議院選挙のときにどうしても投票所に行きにくいという方がみえまして、それはリハビリをやっている方々なんですよ。リハビリをやっている方々、結構、いろんな病院とかいろんなところでリハビリをやっているんですが、すぐ投票所も行けないというような状況の中で「リハビリをやっているところに投票の場所をつくってくれないか」というようなことを私は受けたことがありまして、選挙管理委員会にも連絡したんですが、なかなかそれも難しかったわけですが。

アメリカなんかでは、大統領選挙だけですけれども、郵便投票が行われています。これは大きな問題がありますけれども、日本において、こういった郵便投票に関する可能性といったことをお聞きしたいと思いますし、不可能であればそれ以外に何か、これから、郡上一揆のメッカでありますから、そうした投票をさらに引き上げていく、そして、下がっている郡上市長選挙、郡上市議会議員選挙も投票率がもっとぐっと上がるようにできるような施策があればお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（田代はつ江） 加藤選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（加藤光俊） それでは、御質問の今の病院の不在者投票と、もう一点、郵便投票の件の御質問があったかと思っておりますので、まずこの制度の概要について御説明させていただきます。

きたいと思います。

病院等での不在者投票につきましては、選挙期間中、具体的には公示または公示の日の翌日から投票日前日までの間でございますが、病院や老人ホーム等の施設に入所しており、投票所に行けない場合に施設管理者が有権者に代わって投票用紙を請求し、入所施設を投票所として投票する制度でございます。投票用紙は施設管理者から選挙管理委員会に郵送されます。これは送致もされます。そのような状況でやっております。

不在者投票を行える施設は県選挙管理委員会が指定することとされており、おおむね50人以上の入所の許容があること、あるいは、不在者投票を行うために必要な設備、事務従事者が確保されていることなどの要件がございます。

施設では、平時の業務に加えての投票事務となりますので、一定規模の施設要件が課されており、また施設からの申請で県選挙管理委員会が認定する手続となっております。

次に、郵便投票制度につきましては、郵便投票も不在者投票の一種で、お体に一定の重度の障がいがあるなど、投票所での移動が困難な場合に選挙管理委員会が郵便等投票証明書を交付して自宅等の自分のいる場所から郵送で投票を行う制度でございます。具体的には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳あるいは介護保険の被保険者証をお持ちで一定以上の等級の方が対象となっております。

不在者投票の御質問がございましたリハビリに通う方がそこでできないかということでございますけれども、現行制度上は投票所、または期日前投票所に行っていただく方法しかないということでございます。

今ほどの病院等の不在者投票につきましては、あくまでも県が指定する施設のみということでございますので、現行制度上は、リハビリに通われている施設でその例えば不在者投票所を利用するとか、そういったことはできません。また、仮に施設に入所されていてもその施設が不在者投票所として県の選挙管理委員会の指定を受けていないとできないということにもなっております。

現行制度上はこのような状況になっていきますので、御理解いただきたいと思っておりますし、もう一点、施策ということではございますが、若い方が投票になかなか来ていただけないということがございますので、先ほど申しましたようなぴったりサービスで利便性を高めるとか、あるいは、啓発、先日、清水議員からもございましたように、いろんな意見はございますが、投票証明書なども工夫するでありますとかいろんな施策を選挙管理委員会とも相談させていただきながら投票率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） ありがとうございます。

郡上市は、非常に、民主主義、民主的な地域であるということで、ぜひ意見を出していただいて、

郵便投票にしても、そしてリハビリの場所の投票なんかにしてもぜひ国のほうに意見を言っていたくということも必要なんではないかと。こういったいい数字を出しているわけですから、そうしたところからさらに声を上げていただきたいということをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、より深まる介護社会に向けてということで質問させていただきます。

実は8月14日に高鷲の上野地区におひさまの大地という施設がスタートいたしました。

私も議員になった15年前からずっと高齢者問題が大きく立ちはだかる時が来るということを予測しておりました。2025年問題というまでにあと3年ということではありますが、郡上市においてはそれほど大きな変化はないかもしれませんが、全国的には大きな団塊の世代の方々が一気に75を超えていくというような時代に入っています。

私、藤井孝男さんの秘書をやっておりましたが、そのときからのつながりで、実は、上野、ひるがのの白山の見える地域に建設したいという女性社長が見えまして、その方と共に、建設に、僅かではありますが、協力させていただきました。

市としても第8次福祉計画に加えていただいて、市の御指導等も頂きながら本当に立派に完成できたというふうに思います。今、どんどん、30床ぐらいのあれになりますが、3分の1ぐらい埋まってまいりました。そんな状況であります。

そこで、私は7月4日から8月22日まで岐阜のほうで介護者初任者研修に出てまいりまして、初任者研修の資格を取りました。日本福祉アカデミーの主催で16日間。参加者は13名だったんですが、男性が5人、それから女性が8人でした。

男性の中の5人が私を含めた高鷲から向かった60歳前後の3人の男性だったんですが、あとの男性は若い子です。それから、女性の中にもタクシードライバーの方がいまして、介護タクシーの方々が資格を取ってやろうということ。

それから、外国の方は、ミャンマーの方が2人、フィリピンが3人ということで外国人5人がみえました。それから、年齢の若い19歳、高卒の子が1人みえまして、全員で13名という研修会になったわけです。非常に楽しく若い子たちと交流しながら資格取得ができたというふうに思います。

その研修で学んだことは、何よりも要介護者への尊厳が最も大切であると。重要であるということですね。このことを本当に強く学びました。これは別に要介護者だけではなくていろんな人に対する対応もそうなんです、本当に尊厳というものを重要視すると。

例えば、下着を汚された場合に言葉で、汚れましたね、うんちしちゃいましたねとか、そういうことを言っちゃいけないんですね。本当に丁寧に、失敗したことに對して寛大に許してあげるといいますかね、接してあげることが必要だということを学びました。

そして、何をやるにしても常に本人の確認を取りながら「これからこうやりますよ。これからこ

れをやりますよ」と言って一つ一つ御丁寧に説明をしながらやっていくという。こういった接し方も学ばせていただきました。

さらに、知識とといいますか、学科のほうはまあまあできるんですけども、何ととっても実技のテストは全く難しいんですね。全く難しいというのは、例えば衣服の着替え、先ほど言いましたように、おしっこをした下着を替えてあげるとか、そうしたこととかベッドのシーツ張り、これはやったことがありませんので、そうしたことも非常に勉強になりましたし、それから入浴介護であるとか、それから体の悪いほうの方々に対してどう接していくのかとか、それから車椅子をどういうふうに押していくのかとか、そうしたことの勉強をしてまいりました。生まれて初めてのことでありますので、非常にまごついたりなんかして恥ずかしい思いもしましたけれども。

しかし、外国人の5人の方々には既に現場に出ていましたので、非常にその外国の方から教えていただきながらやったということもありました。それから、19歳の女の子も、3か月間、既に経験しているということで私なんかよりよっぽど上手にされていましたけども、そうした実技の難しさということを非常に感じさせていただきました。

それから、もう一つ学んだことは、介護ということに関して言いますと、自分の親を介護するということが一番難しいことなんだということを学んだんですね。確かに、私は父親は亡くなりましたけども、父親の介護をやったのはおふくろですが、私が介護ができたかというところと全くできないんですね。父親だからできないんです、はっきり言って。父親だったからできない。

だから、そういったことは学んだし、それで自分の親にできない分だけ、別の人に奉仕するということですか、そうしたこともできるんだということを学ばせていただいた。

高鷲で、実は介護施設の話をして若い子、若い子といっても50代前後の子たちであります、その女の子にしたことがあるんです。そうしたら、その子がそんなものをつくる必要はないと。親の介護は自分でやるんだというふうに自信を持って言われた方がいました。

確かに自分でできる人はいいと思うんですね。しかし、自分でできない人は施設に預けても仕方ないんじゃないかと。それがより幸せな生活ができる基礎になるんじゃないかということも感じているところでございます。

そこで質問させていただきますが、2つまとめて質問いたしたいと思います。

その勉強会の中で、女の子、タクシードライバーが2人いました。この介護タクシーの郡上の現状についてお伺いしたいと思います。例えば、介護タクシーの数、それから介護タクシーを運営する上での資格、それからサービスなどについてお伺いしたいし、それから他市との比較が分かればお願いしたいと思います。

それから、もう一つは、私みたいな60前後、アラウンド60の男性が3人受講したんです。これはかなり珍しいような話でありましたけれども、介護者で、退職して、そして、そうしたことに携わ

るということはあまり多くないというふうに思います。

私以外はこういった方かという、私の義理の兄、それからもう一人は上野の子だったんですが、その2人は土建屋さんです、元。土建屋さんを辞めて介護の施設に入ってきて3人で行ったということではありますが、私が皆様方にお薦めしたいのはおやじヘルパーズと。

おやじヘルパーズの薦めということで声を上げたいわけですが、私たちもこれからやってどうなるか分かりませんが、市として、そういった退職される方が、もちろん再任用でここに集められるということもいいと思いますけれども、60になったらぱっと辞めて、もしくはちょっと前に辞めて、そしてそうした介護の世界に尽くしていく。

私は自分がいずれそうなったときにお世話にならなきゃいけないから、その前に少し貢献しておきたいというような思いもありますので、そうしたことも含めて、この話、御答弁を頂きたいと思います。

もう一つは、郡上市で私も受講したいとずっと前から思っておったんですが、郡上市の場合は社協がやっていますけれども、社協で取ろうとすると半年かかるんですね。

8月から12月か何月までかかって、その都度、夕方か何かに出て行って取らなきゃいけないというようなことになりまして、なかなかおやじヘルパーズにとってみると壁が厚くて難しかったんですが、まとめて1.5か月で取れたということ。そうした資格、そうしたものができないかどうかということも含めて御質問したいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問の介護タクシーの現状と課題というところになります。

一般的に介護タクシーと言われるものは道路運送法第4条に定められた一般乗用旅客自動車運送事業のうち福祉輸送事業限定という区分において許可を受けて営業されておられます。

このうち、介護保険の適用を受ける訪問介護事業と併せて有償運送事業を行う者が介護タクシー、有償運送事業を単独で行うものが福祉タクシーとして区分されます。

郡上市には、現在、福祉タクシーとして営業している事業所が1つあります。運転手は1名在籍しておられ、車両は車椅子やストレッチャーが積載できる福祉車両1台保有しておられます。

営業に関連する資格としましては普通自動車二種免許のほか介護職員初任者研修と実務者研修の修了資格を取得されておられます。

サービスの内容は、一般的な送迎に加えて御希望に応じて病院や買物での付添いや公共料金の払込みのお手伝いなどきめ細かく対応してみえます。

稼働率といった指標は確認できませんが、事業者からは、おおむね1日に2回程度、月に60回程度の送迎を行っていると同っております。

利用される主な目的は、病院の送迎が多いため平日の午前中は予約が重複してしまうこともあるようですが、全体的には感染症の流行による受診控えの影響で以前と比較して依頼が減ってきているという状況とのことです。

確認できる範囲で近隣の市との比較をしてみました。事業者数としては、関市で1、美濃市で1、高山で2、下呂市1となっております。高山市がやや多い状況となっております。

介護タクシーについては以上ですが、虚弱な高齢者や障がい者の個別輸送という点からもう少し幅広く見ますと、市内には福祉有償運送を行っている事業者が3つあります。料金を安く抑えて非営利の形態で事業を行う必要があることから市からは車両の無償貸与などの支援を行っているところではあります。

また、タクシー運送会社におかれましても車椅子のまま乗れる車両の導入や介護技術を習得した運転手の配置といった動きもあります。また、住民の皆さんがグループをつくってボランティアタクシーを始められる例も幾つか出てきております。

そうした状況を踏まえ、介護タクシーに特化して輸送手段を充実させていくことより地域ごとの特色や強みを生かした輸送手段を充実させていくことが重要ではないかと考えております。

交通弱者の支援につきましては、今後、一層、重要な課題となってきますので、福祉政策と交通政策とで連携して検討を進め、実効性の高い施策が実施できるよう努めていきたいと考えております。

また、おやじヘルパーにつきましても、今回、御提案いただいたおやじヘルパーは介護に関わる中年男性のことを表していると思っておりますが、現状として介護業界で働く中年男性は少ない状況ですので、例えば定年退職後の再就職先として人材確保の可能性に期待が持てるものであると思っております。

また、介護職として就職まではされなくても介護の知識や技術を持つことは家族介護や支え合いの地域づくりにおいて大いに役立つことからその意義は大きいと思っております。

こうしたことから中年男性をターゲットにした取組についても啓発などを含めて効果的な方法を積極的に考えていきたいと思っておりますが、議員がお話しされるように集合型の研修などについてはなかなか応募がなく、難しさも考えておるところです。

私自身も議員の多くの皆様同様におやじ世代でございますので、森議員さんをお手本としまして介護の知識・技術習得に努めたいと考えております。議員の皆様方におかれましても市民の皆様に対して直接働きかけていただくなど御協力を賜りたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 介護タクシーについては、地域に応じたそういった形にしたいということで

すので、ぜひお願いしたいというふうに思っております。

それから、最後になりますが、市長に御質問したいと思います。市長も上野地区の施設に来ていただきまして、御挨拶も頂きました。ああいった施設をどういった活用をしていくのかということもありますが、御感想をお聞きしたいとまず思いますし、それから私も研修生として先生からいろいろと話を聞いたんです。

先生は私よりも23歳ぐらい若い人じゃべりにくそうでしたけれども、最後は非常に和んで勉強ができたわけですが、その方が言うには、看護師さんも非常に以前は社会的地位が低かったといたしますか、給料が低かったということですね。そうしたこともあったんだけれども、看護師さんが今は十分に、御満足のいけるといいますか、そうした状況になっていると。

介護士についてもそういった時代が来るんじゃないかという明るい話を頂いたわけでありませけれども、そうしたことについて、これは国の政策であり、保育士さんだとかそうした方々も同様だと思いますけれども、非常に、社会的地位が低いと言うと叱られますけれども、そういった給料が安いという状況の中でこれから介護者に対してどういうふうに考えていったらいいのかということでもあります。

今後の介護の時代についてどういうふうに向き合うのかと。より深まる介護社会に向けてということで市長に御質問したいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたしたいと思います。

まず、最初に、森議員もおっしゃいましたけれども、去る8月14日、高鷲におきまして高齢者の施設がオープンいたしました。私も非常に出席させていただきまして感銘を受けたのは、何よりも、今回、この施設をつくられました理事長さんの介護というものに向けた熱意というか、それからまた理念、そういうものに感銘を受けました。

また、その方が言わば先生と仰がれておる愛知県の長久手市長さんがおいでになって、この方はまた福祉の先駆者でもありますけれども、この方のお話等をお聞きし、そしてまたそうしたいろんな理念が施設の中に具体的な設計デザインとして体現化・具現化されているというふうに思いました。

これから、まさにこの施設を使って、郡上の方がたくさん、郡上の方ばかりではないかもしれませんが、お世話になるということで大変ありがたいことだというふうに感じた次第でございます。

ところで、そういうまさに介護に当たっていただく介護士の皆さん、御指摘がありますように本当に大変な仕事であろうかというふうに思いますけれども、そしてまたみんながお世話になることがあるという職種であり、そういう意味では、お医者さんであったり看護師さんであったりする、そういう職業の方ともまさに同じようなお仕事をいただいているということだと思います。

しかし、なかなか成り手がないとかいろんな意味で人材を確保するということが大きな課題であ

り、御提言のあったおやじヘルパーというのも一つの方法であるというふうに思っておりますが、一番大きな問題は、御指摘もありましたけども、処遇ということであり、平たく言えば、介護士さんのお給料がなかなか上がらないといえますか、例えば看護婦さん等と比較すれば確かにそこには一定の差があるということだろうと思います。こうした状況に対応するために国・自治体ともに介護制度というものを使って平成27年度から徐々に処遇改善はいたしてきております。

問題は、確かに、同じような仕事であるので、例えば経験年数を積まれた方にそれに応じた例えば昇給とかそういうようなことがなかなか難しいとかいろんなこともあるわけではありますが、そうしたことも加味して、平成27年以降、いろんな処遇改善が図られてきておりまして、これは国、県、市町村ともに公費負担等を通じてやっているところでございます。

いずれにしろ、介護士さんの処遇改善は介護制度というものを通じてなされるということからいたしますと、それをしようとすれば、当然、被保険者あるいは被保険者以外の様々な制度を使って介護制度を支援する形で広く負担していただいておりますし、また国、県、市町村も一定の公費負担をします。

例えば、市町村でいいますと全体の介護に係る費用の12.5%を負担していくということになっているわけですが、こうした負担の在り方、それからそこに働くサービスをするために担っていただく人材の皆さんの処遇というものを改善していくと。このことをしっかり議論していく必要があるというふうに思います。

実際になかなか処遇の面では恵まれていない点があるわけですから私どももその点はしっかり認識して今後とも制度の改善に努めていきたいというふうに思います。

それから、確かに、介護に当たっていただく皆さんは、単に、もちろん、処遇といえますか、そういう経済的な面だけでなく、先ほども申し上げましたが、何らかの理念というものを持って仕事に当たっていただく方がおられます。

ある施設の職員の方は、本当に自分たちの喜びは、看護師さんやお医者さんなんかと協力しながら、介護士として、介護を要している人たちがまだ残存して持っている能力、できることをできるだけ伸ばしてやろう、助けてやろうと。

そこに喜びを感じていますというようなことをおっしゃっておられますけれども、そうした人間がお互いに生きていく上において非常に高い志を思っただけでそうした仕事に従事していただいているということをしっかり我々も言わば今のはやりの言葉で言えばリスペクトする必要があるというふうに思っております。

郡上市におきましてはこれまでも介護に当たっていただく皆さんに年に1回集まっていたりお互いに介護の実情を話し合ったりお互いに励まし合ったりというような集まりを持っておりましてけれども、私もそこへ出させていただいたりしておりました。

ここ二、三年、コロナの関係でできておりませんが、そうした集まりの復活であるとか、あるいは、何らかの形で市民の皆さんに、単に介護士というのは排せつや入浴や食事というものをお世話してる人というような表面的な認識ではなくて、さっきのその方がおっしゃったような人間の尊厳、まさに人間が持っているできることをできるだけ生きているうちに伸ばしてあげる、支えてあげると。そういう尊い理念に基づいた仕事だということをしっかり私たちも理解して感謝するということが必要だというふうに思います。そのためにどんなことができるか、そういうこともしっかり考えていきたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 森喜人議員。

○12番（森 喜人） 本当に心のこもった答弁ありがとうございました。

おひさまの大地というのは郡上市に今まであった施設とはちょっと違います。まず、経営者は女性であるということ。それから、株式会社で経営しています。それから、お医者さんももちろんいますが、お医者さんがつくった施設ではありません。また、公共の施設でもありません。

いわゆる福祉的な立場で、社長自体が、福祉の専門家といたしますか、ですから、福祉的な視点で見ているという点においては、大分、考え方が違うと思います。そうした意味でぜひ皆さんも見に来ていただければいいのではないかなと思います。

実は私も今勤めている会社の会長が83歳になったんですが、六十七、八から障がいを持ちちゃって今どんどん歩くこともできないような状況なんですけど、その方に接する上で非常に私もおどおどしておったんですが、家族の方々も何となく無視しちゃっているんで私が行くと喜んでくれるんですけども、その方に接する、そしてその方がちょっと粗相をしてしまうようなこともあったりすると、そうしたものも、見ているだけだったんですけど、今、こういった介護施設の資格を取って自分で接してあげられるという、そうしたこともあるんだなということを思わせていただきました。

運転免許なんかはみんなほとんどの方々が取りますけれども、介護の資格も全員取ったらいいじゃないかと私は思うぐらいなんですけども、そうした意味で福祉社会に向けてさらに深めていければというふうに思っております。

今日は一般質問ができましたことに感謝を申し上げて以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森喜人議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分を予定いたします。

(午前10時51分)

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 田代まさよ 議員

○議長（田代はつ江） 3番 田代まさよ議員の質問を許可いたします。

3番 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 3番 田代まさよです。議長より発言のお許しを頂きましたので、失礼いたします。

8月には思いもよらないくらいのコロナ患者が増えた第7波がありました。医療従事者の皆様には本当に感謝を申し上げます。

また、郡上のおどりやら、先日は食の祭典など3年ぶりにいろいろな事業も始まりました。ウイズコロナ、アフターコロナを見据えて前に進んでいきたいと思えます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回は大きく2項目の質問をさせていただきます。

初めに人口減少時代における地域創生についてお尋ねします。小項目として3つの質問をお願いします。

1つ目の質問です。

まち・ひと・しごと創生法として多くの目的があります。1、我が国における急速な少子高齢化の進展の的確な対応、2、人口減少に歯止めをかける、3、東京圏への人口の過度の集中を是正、4、それぞれの地域で住みよい環境を確保、5、将来にわたって活力ある日本社会を維持、6、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成などなど11ほどの項目が挙げられております。この目標は人口減少の克服や地域の活性化につながるものと考えます。

市では、平成27年10月に第1期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年3月に第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されました。国の施策におきましては大変多くの項目がありますが、今回の質問では人口減少に重点を置きたいと思えます。

初めに現在までの郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略策定に向けての経緯でございますが、国においては人口の減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中を是正し地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保でありますとか地域における魅力ある多様な就業の機会の創出等を一体的に

推進するまち・ひと・しごと創生法が施行されておりまして、地方公共団体においても地方版総合戦略の策定が努力義務化されているところがございます。

このことを受けまして郡上市においても人口の現状と将来の展望を踏まえましてまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

令和2年3月には、第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略、計画期間は令和2年度から令和6年度を策定しまして、令和3年8月には改定しているところがございます。

その計画の中には人口増に資する取組としまして自然増と社会増に関する戦略も掲げておりまして、重要業績評価指標（KPI）を決定した上で令和6年度の目標値を設定しているところがございます。

自然増の戦略と実績についてでございますが、まず自然増につながる戦略としましては安心して子どもを産み育てられる環境の充実と結婚活動の支援の2つがございます。

KPIには、放課後児童クラブ開設数やマリアージュ郡上を通じた成婚数、累計でございますが、それぞれ目標値を掲げております。令和3年度の実績値ではいずれの項目も達成率は80%以上の率となっているところがございますが、目標達成に向けて引き続き事業を推進してまいりたいというふうに考えております。

続きまして社会増の戦略と実績についてでございますが、社会増の戦略としましては移住・定住施策の充実と関係人口の獲得がございます。KPIとしまして、地域おこし協力隊の市内定着率と郡上・ふるさと定住機構を通して移住した人を、これは累計でございますが、目標値として掲げております。

こちらについても、令和3年度実績値において、地域おこし協力隊の市内定着率の達成率は99%、郡上・ふるさと定住機構を通して移住した人は、累計でございますが、達成率は78%でありまして、計画期間内に目標値の達成ができる見通しとなっております。

自然増及び社会増の戦略ともコロナ禍の影響があったにもかかわらず一定の高水準で推移できていることは評価できるというふうに考えております。現状値に満足せず、引き続き支援でありますとか事業を推進してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（3番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田代まさよ議員。

○3番（田代まさよ） 御丁寧な答弁をありがとうございました。いろいろ事業を行っていただいておりますこと、本当にありがとうございます。引き続き、大変ですが、よろしくお願い申し上げます。

2つ目の質問です。

日本の将来人口推移では2008年より全国的に人口が減少しています。2050年には人口が1億人を割り込み、2060年には約8,600万人となり、2100年には約4,500万人に減るという将来人口推移がございします。

郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの中に市においても「年少人口（1歳から14歳）は戦後一貫して減少が続き、特に1960年代後半にかけて大幅に減少している。生産年齢人口（15歳から64歳）は、戦後、総人口と同じように1955年から減少が続き、1970年代後半から1990年代前半にかけてのバブル経済期以降、減少が続いている。高齢人口は、戦後、増加を続け、1990年には年少人口を上回り、2000年前半にかけて増加率が増え、その後は微増が続いている。将来人口推計による2045年の状況は、市民2.1人に1人が高齢者となり、人口の46.57%を占める。高齢者を支える年代である生産年齢人口は0.93人で高齢者1人を支えることとなる。2045年において郡上市の人口が2015年よりも3から4割減少することは避けられない。また、総人口もさることながら、少子化や高齢化が一層進んで年齢構成が大きく変化し、これまで郡上市を担ってきた世代が減少し続けることは地域の活力低下や生活及びコミュニティの維持・存続、ひいては産業・雇用、福祉、教育などあらゆる分野に影響を及ぼす重要な問題である」とあります。

その中で令和2年度の国勢調査での郡上市人口は3万8,997人でした。この先の目標人口の設定として令和7年の目標人口は3万8,000人とされておりますが、どのような観点からの目標であるのかを担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきます。

本市の目標人口につきましては第2次郡上市総合計画におきまして5年間の計画期間が終了する令和7年時点の目標人口を3万8,000人と設定しております。これは、本市の人口状況を分析し、今後、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を示す郡上市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、これは令和2年3月に改定しておりますけれども、こちらに基づいております。

この人口ビジョンでは、国立社会保障・人口問題研究所、以下、社人研と申し上げますが、こちらが平成30年3月に公表した平成27年国勢調査の結果から推計した日本の地域別将来推計人口において本市の令和7年人口が3万7,691人と推計されるどころ、様々な施策を講じ、出生数の増加と移住・定住の推進を図り、合計特殊出生率について2017年の1.79を2040年までに2.2に上昇させること、併せて年間で平均約50人の社会増減数の改善を図ることで社人研の推計値よりも約300人を上積みしまして3万8,000人を目標としたものでございます。

ただ、社人研の令和2年の本市の人口推計値、これは平成27年の国勢調査結果をベースとしておりますけれども、こちらを見ますと3万9,910人となっているところですが、実際の令和2年国勢調査の結果では御指摘のとおり3万8,997人でございまして913人下回っている状況でございます。既

に推計以上に減少している結果となっております。

全国的に人口減少社会に突入し、全国1,719の市町村のうち8割以上の1,419市町村で人口減少となる中ではありますが、郡上市の人口減少率は7.3%とこれまでの国勢調査の中で最も高く、大変、厳しく受け止めております。

このため、第2期総合戦略や第2次総合計画後期基本計画に掲げる施策の着実な実行と併せまして人口ビジョンの見直しとこれに対応した施策の展開が必要となりますが、推計のもととなる令和2年国勢調査に基づく社人研の将来人口推計は令和5年度に公表される予定であることから現時点では見直し作業に着手できておりません。

御指摘のように、人口総数の減少だけでなく、年少人口、生産年齢人口の減少など年齢構成の変化にも目を向けつつ、今後、結果の公表を受けまして、詳細な調査分析を行い、新たな人口目標を定めるとともに人口対策に係る施策をさらに推し進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁ありがとうございました。

この3万8,000人というのが平成7年度の国税調査に基づいているということでしたので皆さんも納得はいくと思いますが、それにしてもなかなか目標に遠のいていく感じがします。

でも、これは行政だけが頑張ってもできることではありませんし、私たちや市民の皆様も理解して皆様が考えていかなければならない問題であると思いますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

3つ目に人口を増やす取組についてお尋ねいたします。

人口増には自然増と社会増があります。自然増では、自然動態、一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きと定義できるようです。一定期間、多くの場合は1年間になります——において出生数が死亡数を上回った場合は自然増といいます。逆に出生数より死亡数が多いと自然減と捉えます。人口が継続的に増加していくためには自然増の状態であればなりません。自然増を達成するには出生数の増加と死亡数の減少が基本となるようです。

出生数の増加には2つの視点がございます。1つに子どもを希望している夫婦にもう一子以上産んでもらう。2つに独身者に結婚してもらうこと。

また、死亡数の減少としても2つの視点があります。1つに高齢者に元気で長生きをしてもらうこと。2つに、死亡の原因は老衰による自然死だけでなく、不慮の事故や悪性新生物、自殺等を少なくしていくことも自然増の可能性を高めることにつながります。

そして、もう一つが社会増です。社会動態とは一定期間における転入・転出に伴う人口の動きと

捉えます。一定期間において転入者が転出者を上回った場合は社会増といいます。逆に転入者より転出者が多いと社会減となります。

自分の自治体への転入者の増加は他の自治体にとっては転出者の増加となり、ゼロサムを意味します。ゼロサムとは一方の利益が他方の損失になることであり、勝ち組がいれば負け組も出てくることを意味します。人口減少時代においてはマイナスサム状態と言えるそうです。

どちらにおいても本当に奥が深く、一人ではどうしようもできないこともあります。本当に難しいこととは思いますが、しかし、この先の人口減少のことを考えなければなりません。

人口減少においては高齢者の方のみならず若い世代の方々も不安に思われていることと思います。市においては、自然増か社会増のどちらに視点を置かれ、人口増に向けた取組をされているのでしょうか。社会増については移住実績などの現状もお聞かせください。

そして、創生とは、創り出すこと、初めて生み出すこと、初めて創ることという意味があります。従前とは違うこと、かつ他地域と違うことを実践しなければ初めては生み出されません。

また、これから先の取組には単に人口の数だけではなく人の質や人のつながりが大切になるのではないのでしょうか。その部分についてどのようにお考え、取り組まれるのか、担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 三輪市長公室付部長。

○市長公室付部長（三輪幸司） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、人口増に向けた取組についてでございますが、将来人口の推計からも人口の減少は避けられないと予想されていまして、人口増または維持に向けた切れ目のない取組については自然増とともに社会増の両面で取組を行っていく必要があると考えております。

自然増への取組としまして総合戦略での戦略の3に「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる子ども・子育て環境の整備」を掲げており、ファミリーサポートセンター事業など、地域全体で子育てを応援する体制を充実させたり、企業が経営戦略としてワーク・ライフ・バランスを推進するような企業向けのセミナーを充実させることなど切れ目のない取組を推進する必要があるとしております。

続きまして、社会増への取組についてでございます。同じく総合戦略の戦略の2に「郡上市への新しいひとの流れをつくる定住・交流・移住の推進」を掲げ、移住・定住の促進事業を展開することとしております。

令和3年度の移住者の実績でございますが、100世帯158人が移住されております。これは、10年前、平成24年度の10世帯16人と比較いたしますと移住者数は大きく増加しておりまして、郡上市の社会増を支える大きな柱にもなっているところでございます。

こうした移住対策は人口減少を補う施策として重要であるというふう考えているところであり

ます。

続きまして、人材育成の視点でありますとか人のつながりを視点とした取組についてでございます。

第2期の総合戦略においては、人口ビジョンの展望を踏まえつつ、地域づくりの原点に立ち返り、これからの郡上市をつくる人に焦点を当てましてより戦略的な施策を展開することとしております。

本年度のひと・まちづくり推進事業では活動時に必要な3本のプログラムを実施いたします。

1つ目として郡上で活躍する大人から学校の授業では扱わないICTやDX分野を通しまして自分の未来に向けて主体的に行動する力を学ぶこと。

2つ目として郡上で活躍するU・Iターン者と交流することで郡上市で様々な仕事ができることや郡上市の持つ資源の価値等を学ぶこと。

さらに3つ目としまして中学3年間の総合的な学習の時間で世界農業遺産「清流長良川の鮎」が生息する長良川を通じましてSDGsを学ぶことにより持続可能な社会のづくり手を育成する取組を進めているところでございます。

また、次代の郡上市を担う人材を育成していくために、中高生の地域づくり活動に対する興味・関心を高め、誰もが暮らしやすい地域をつくる活動に参加しようとする意識の醸成を目指しましたGood郡上プロジェクトを充実させまして若い世代が地元志向となる意識づけを高めているところでございます。

続きまして、人のつながりについてでございますが、これまでも、大都市ネットワーク構築、関係人口創出事業、郡上藩江戸蔵屋敷の開催でありますとか郡上カンパニープロジェクト推進事業、またワーケーション推進事業等により都市部など郡上市の外の人と郡上市の中の人とがつながる中で地域を応援してもらえ関係づくりに取り組んでいるところでございます。

地域の人から地域をつくる担い手となる人を育てること、また地域で活躍する人とこれからの市をつくる人をつなげるというところに焦点を当てまして次世代のづくり手育成の事業展開を図っているところでございます。

これら人材育成に向けた施策や人のつながりに対する取組と子どもの頃から地域を探求し郡上市に関心を持ってもらう郡上学との展開とを合わせることで将来の担い手となる郡上市へのUターンにつながり、ひいては多様な分野で全世代が活躍する社会の実現につながると考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございました。

人口減少はやむを得ない現実でございます。しかし、それを何もしないで終わるということでは

なく、今、申されましたように若い世代を育てること、そして今いる皆さんが本当に楽しく安心して暮らせる郡上を築いていってくださることも本当に重要なことだと思いますので、持続可能な郡上市になるようにどうか努力をより一層お願い申し上げます。

それでは、大きな2つ目の項目です。日本一のおどりのまち郡上のことについてお尋ねいたします。ここでは2つの小項目でお願いいたします。

今年は、3年ぶりに郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りが開催されました。

質問の中では郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りを総称として郡上のおどりとさせていただけますので、よろしくお尋ねいたします。

郡上の愛好家をはじめ県内や県外の愛好家たちが待ちに待った郡上のおどりが始まりました。また、8月13日から8月16日までは徹夜おどりも行われ、久しぶりの開催で多くの踊り好きの皆さんでにぎわいました。

しかし、コロナ禍のため大変多くの御苦勞があったと思います。この郡上のおどりをを行うのに当たり、どのような対策をされ、開催されたのか、進捗状況をお尋ねいたします。

また、9月16日に14番議員から日本一のおどりのまち郡上のことで質問されまして、同じような内容の答弁がございましたら詳しい数値などは省いて答弁をお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

3年ぶりとなりました今年の郡上のおどりのリアル開催に当たっては、コロナ感染者数の動向などを確認しつつ、従来の踊り運営に加え、県の指導・助言により万全のコロナ対策を実施したところでございます。

御承知のとおり、郡上おどりでは開催日数を17夜に縮小し、郡上おどり、白鳥おどりとともに徹夜おどりでは午前1時までと終了時間を前倒して開催いたしました。

まだ白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りは、各1夜、開催が残っておりますが、郡上おどり納めの9月3日現在での郡上のおどりの観光客の入込者数は、郡上おどりで7万2,000人、白鳥おどりで1万3,650人、白鳥の拝殿踊りで500人であります。

各踊りの開催日には事前に会場への入場制限の目安となる人数を設定いたしまして、混雑状況に応じて入場者の調整を行い、また熱中症対策のための休憩時間の設定など従来の運営にはない対策を十分に検討し、計画したところでございます。

当日は、会場内への入込状況を随時確認しながら密集解消のため踊りの輪を適切に広げたことや、踊り客へのアナウンス等により、皆さんの御理解と御協力の下、スムーズな誘導ができたことから実際には入場制限をすることなく実施でき、特段の混乱も生ずることはございませんでした。

また、今年の踊り運営につきましては会場内でのコロナ感染予防対策を万全に行うために多くの

市民の方に御協力を頂いております。延べで、地区での関係者が45人、商工会173人、観光協会141人の計359人の方に、開催期間中、御協力を頂いております。

また、徹夜おどり終了後の清掃ボランティアでございますが、清掃開始が従来とは違う変則的な時間帯にもかかわらず毎日多くの市内外の方に協力を頂き、延べで192人の皆様の御協力を頂いたところでございます。

今年の郡上のおどりの運営でコロナ対策として行った特徴的な取組といたしましては、各会場内に入場ゲートを設けて基本的な感染対策の徹底と入場者の確認・把握のため入場パスを一人一人に配付したこと、そして、会場内の密集解消のため、踊り客同士のディスタンスの確保の呼びかけや踊りの輪の延伸への対応、そして露店の出店を見合わせていただいたことなどがございます。

今年の郡上のおどりの開催に当たっては、今、申し上げた以外にも様々な対策を講じまして、各踊りで連携し、実施したものでございます。

また、地区の高齢化による屋形引きの人手不足などというものは、従来からの課題ではあったんですが、3年ぶりの開催でほかの課題も顕在化してきたところでございます。

しかしながら、その一方で課題を補う地区同士の協力体制も今回手応えを感じたところでありますので、今後は今回の経験を生かしてよりよい運営のための検討というものを地区の皆さんと進めていきたいと思っております。

以上でございます。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御答弁ありがとうございました。大変な御苦勞をされ、また多くの方に御協力を頂きまして開催されましたことに本当に感謝を申し上げます。

郡上おどりを開催したことによるコロナ患者の増大ではないと14番議員からの質問のときにもお聞きいたしましたので、こういったウイズコロナと一緒にやられたということは本当に大きな前進だと思いますので、またいろんな工夫をされ、来年も盛大にやっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、日本一のおどりのまち郡上と言われていますが、どのような観点からの日本一でしょうか。日本一のロングランで開催されるというだけではないと思っておりますが、ロングランで日本一というのは何かインパクトが弱いと思っております。

盆踊りとは、名前に「盆」とつくのは、お盆の時期に開催されるということだけでなく、この世に帰ってきた祖先の霊を慰めるためのたましずめ、もしくは鎮魂、死者の霊を慰め鎮めることの行事としての意味合いもあるそうです。

郡上おどりは仏教との関わりも深く、祖先の霊を供養するものとして平安時代に広がった念仏踊

りが始まりとされています。昭和20年の終戦の日でさえも英霊の御霊を慰めるために踊ったという事実もあります。

昭和48年に『古調かわさき』が国の無形文化財に指定されました。平成8年には全10曲が国重要無形民俗文化財の指定になっています。白鳥の拝殿踊りは白山信仰と深い関わりがあります。白山信仰の東海側の拠点、美濃馬場としてにぎわい、長滝白山神社や石徹白の白山中居神社には、多くの修行者、登拝者があり、その修験者たちが白山で受けた神託を踊りで伝えたことが始まりとされています。盆踊りの原型とも伝えられています。

平成13年、岐阜県重要無形民俗文化財に指定され、平成15年に国選択無形民俗文化財に選ばれました。選択無形民俗文化財とは、重要無形文化財には指定されていないが、芸能、工芸技術などの記録や公開が必要であるとして国が記録を作成したり助成を行ったりするものであるとあります。白鳥の拝殿踊りも国重要無形民俗文化財となるようにより一層の御尽力を頂きますようよろしくお願いいたします。

このように郡上のおどりにはとてもすばらしい文化があります。そして、この長く続けられてきた踊りの文化を継承していかなければなりません。この踊りの文化を郡上の多くの皆さんが知ってこそ日本一。そして、この踊りの文化を継承して行ってこそ日本一。

また、八幡町の子どもや白鳥町の子どもだけが踊りを受け継ぎ継承するのではなく、郡上市のどの学校の子でもみんなが郡上のおどりが踊れることが、そして継承することが日本一につながるのではないのでしょうか。

今年、中学生が踊りげたを作成し、自分のげたで踊る子が多かったようです。自分のげたで踊れることがとてもうれしく、喜んで踊りに参加していたとお聞きしました。それも日本一につながるのではないのでしょうか。

郡上のおどりだけでなく、郡上市にはそれぞれの地域にすばらしい文化・伝承行事がたくさんあります。その一つ一つにおいても愛郷心・郷土愛を育てることはとてもとても大切なことと考えます。

郡上市から外に出ていってもまた帰ってきてくれることにもなるのではないのでしょうか。郡上市から一度外に出ていった若い方がもう一度郡上に帰ってきてくれることが人口減少の歯止めをかけることにもつながると思います。

この2年間のコロナ禍で市民の気持ち下がっていることも確かです。市として先頭を切っていただき、もう一度、奮い立たせていただき、郡上のおどりを盛り上げていただけませんかでしょうか。そして、日本一のおどりのまちにつなげて行ってはいただけませんかでしょうか。担当部長にお尋ねいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに日本一のおどりのまち郡上推進事業の事業名に込めた思いというものでございますが、郡上市には、郡上おどり、白鳥おどり、白鳥の拝殿踊りに代表されるように、地域には、守るべき、後世に継承すべき魅力的ですばらしい踊りがございます。特に郡上のおどりについてはこれらを観光資源としてもさらに高めていくことを目的に様々な事業を展開していくこととしたものであります。

大人も子どもたちも多くの方々が郡上のおどりに関わり、郡上のおどりを知り、守り、そして郡上のおどりを通じて郷土郡上への愛着と誇りを抱いてもらうことを目指しております。

田代議員からもおっしゃっていただきましたように、マイげた作りにつきましては、市内の小中学生が自分だけの踊りげたを作ることで郡上のおどりへの関心を高めてもらい会場へ足を運ぶきっかけとなることを目的としまして平成30年度から実施している事業でございます。

これまで、延べでございますが、小学校では20校、中学校では27校が開催いたしまして1,608人の児童生徒がマイげたを作っております。この事業をきっかけに、市内各校からの小中学生おどり発表会への参加や個人おどりコンクール・団体おどりコンクールへの積極的な参加も期待しているところでございます。

また、郡上のおどりへの市民参加を促していくためにファミリーで会場に足を運んでもらうことを願ひまして市内小中学生・未就学生を対象におどりカードを配付し、3回以上の参加で漏れなく特製手拭いを、5回以上で抽せんによりげたを贈呈する事業、こちらも平成30年度から実施しております。事業開始からこれまで開催することができたコロナ禍前の2年間で延べ594人の子どもたちが1シーズンで3回以上は踊りに参加しておるということとなります。

そして、後継者の育成の面では、平成28年度から教育委員会と連携した公民館講座による無料お囃子講習会を春と冬に各5回開催し、これまで郡上おどり、白鳥おどりで合わせて延べ324の方が受講され、おはやしを基礎から学んでいただいております。

今年は郡上踊り保存会の創立100周年の節目の年ということで様々な記念事業を行うために実行委員会では各部会を構成し実施してまいりました。その中でこれからの100年を考える部会では郡上おどりの保存継承と普及のための後継者育成や運営体制についての危機感というものが共有され、今後も継続的に検討していくこととされております。

今年、3年ぶりに郡上のおどりを開催し、後継者育成の課題がさらに顕在化してきたと感じており、御指摘にもございましたように踊りを開催する地域だけではなくて市内の子どもたちが踊りに愛着を持ち将来の愛郷心を育てるための取組が今まで以上に必要であるというふうに感じております。

教育委員会を通じまして市内小中学校で実施・把握している郡上のおどりに関する教育状況につ

いて聞き取り調査を実施しましたところ、授業の中や授業の一環で実施している学校は28校中14校でした。主に、クラブ活動や運動会、総合学習の時間に、全校生徒ではございませんが、決められた学年が練習しています。

また、学校の授業以外ではPTAや公民館等が主催となって踊りを行う校区は28校区中6校区であります。そのほかにも、小中学生郡上おどり発表会や子どもおどりの夕べなど、市民団体が実行委員会をつくり、子どもたちの日頃の練習の成果を発揮するための踊りを実施しております。

これからの子どもたちが郡上のおどりを体感することができるような環境づくりにつきましては教育委員会と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

特に八幡や白鳥地域だけではなくて市全体の取組となるようマイげた制作のように楽しみながら踊りに愛着を感じていただけるような事業を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(3番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田代まさよ議員。

○3番(田代まさよ) 御丁寧な答弁をありがとうございました。

教育長にもお願いを申し上げたいんですが、28校のうち14校は踊りを練習しているということですが、あとの14校もぜひとも練習して。1年間に覚えなくてもいいんです。6年のうちに覚えていただければいいので。それも白鳥おどりだけではなく、郡上おどりだけではなく、郡上のおどりを踊れるような体制にさせていただけることを本当に切に望みます。

先日、牛道小学校でも、今年は踊りの練習はなかったんですが、今年はないんですかとお聞きしましたらやったださることになりまして本当にありがたいことだなと思います。

そうやって少しずつ子どもたちが愛郷心を育てることによって多くの子がまた郡上市に帰ってきてくれることを本当に切に願いながら、そしてそうやってやっていかなければならない時期が今来ているということを私たちも市民の皆様も行政も心にしっかり留めてやっていかなければならないと思いました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、田代まさよ議員の質問は終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時を予定いたします。

(午前11時45分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 森 藤 文 男 議 員

○議長（田代はつ江） 7番 森藤文男議員の質問を許可します。

7番 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） 森藤です。よろしくお願いいたします。

いよいよ一般質問も私で最後ということでもあります。また、昼食の後でございますので、皆様にとっては過酷な時間かと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、大きく3点に分けて質問させていただきます。

1点目が障がい者への合理的配慮について、2点目が避難所におけるアレルギー対応食について、そして3つ目がスポーツ施設の管理状況と環境整備についてであります。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに障がい者への合理的配慮についてということで質問させていただきます。

この合理的配慮ということですが、合理的配慮とは、障がい者が社会の中で出会う困り事、障壁を除くための調整や変更のことです。

昨年、改正障害者差別解消法が成立いたしました。これによりまして民間企業も合理的配慮が義務化されるというふうな、そういったことでもあります。

この郡上市議会もタブレットを使用しておりますので、皆様のお手元には、事前に、必要な資料というか、参考にしていただきたい資料がここにありますので、参考にしていただきたいと思っております。

郡上市の障がい福祉計画第6期であります。第2期障がい児福祉計画。これがございまして、これの表紙には「みんなで創り、みんなで育む、安心して暮らし続けられるまち 郡上」とあります。これが基本理念であります。

基本目標としては「生きがいを持ち、安心できる暮らしの実現を目指します。住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちを目指します」。この表紙の裏には、はじめにということで日置市長のほうからも言葉が寄せられております。

「子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、すべての人が人としての尊厳を持って、安心して心豊かに暮らすことができる『地域共生社会』を目指します」というふうにしてあります。今後は、行政、事業者、企業、学校、関係機関、団体との連携を図りながらこの計画の推進を図るというふうなことであります。

障がい児または障がい者の数というのは令和元年現在で2,789人。これは人口に対する割合は6.8%であります。令和2年の4月現在で、16歳から64歳の手帳の所持者、身体1級から3級、療育のAからB2、1級から2級、574人の方へのアンケートを実施しております。330人の方から回答が寄せられたというふうなことであります。

皆さんのほうのお手元にもこの中に障がい理由とした偏見や嫌な思いについてというふうな項目がございます。先ほど私が障がい者への合理的配慮についてというふうなことで念頭に置かせていただきましたが、こういうことを含めて障がい理由とした偏見や嫌な思いについてというふうなアンケートの調査結果がございますので、参考にさせていただきたいと思います。

「障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか」という問いに「ある」が30.6%、「少しある」が23%であります。これを合わせて53.6%の人が差別や嫌な思いを経験しているということになります。

ちなみに、平成の29年度もアンケートを取っておりますが、このときは「ある」が29.6%、「少しある」が18.9%で合わせて48.5%であります。これは平成29年度に比べると令和2年度のほうが5.1ポイント増えております。

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画には計画に当たっては「『基本指針』に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービス等の見込量の設定やその他の確保方策等を定める」というふうにしてあります。これがプランであります。

そして、これを実行して、その次、評価というところのCでは「成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析・評価を行う」とあります。

「中間評価の際には、協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。活動指標については、より頻回に実績を把握し、達成状況等の分析・評価を行います」というふうにしてあります。

そういった結果を受けていろいろと執行部のほうでも策を講じながらやっていたらと思うんですが、結果として、5.1ポイント嫌な思いをしているというふうな、そういったところがこのデータから見て取れます。

ちょうど平成27年度から29年度まで、これが第4期の障がい福祉計画であります。その次に、平成30年から令和2年度、これが第5期の障がい福祉計画と第1期の障がい児福祉計画となり、今回、第6期の障がい者福祉計画と第2期の障がい児福祉計画というのが令和3年度から令和5年度であります。令和4年度ですので、ちょうど中間というところであります。

今後、この結果を踏まえて、このポイントが少しでも下がるような方策についてどのように具体的にお考えになっているかということをお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

国では平成28年に行政機関や会社、店舗などの民間事業者による障がいを理由とする差別をなく

し全ての人が障がいの有無にかかわらずお互いに人格と個性を尊重しながら共生できる社会をつくるため障害者差別解消法が施行されました。

また、岐阜県におきましても障がいのある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例が施行され、障がいのある方への不当な差別的取扱いをしないことと合理的配慮を県民に求めています。

郡上市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画のアンケート調査結果につきましては、議員の御質問にあったとおり障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがある方が増えており、差別や嫌な思いをした場所は学校・仕事場が一番多く、次に外出先が続いております。

嫌な思いの具体的な内容としましては、仕事先でばかにされたり仲間外れにされた、内部障がいや体がつらいが理解されない、身体の見目で判断され仕事ができないと思われた、変な目で見られる、発達障がいがありクラスになじめず不登校になったなどの記述が見受けられました。

こうしたアンケート調査結果から見えてくる課題としましては、学校、職場、地域などで障がいのある方が必要な配慮、合理的配慮を受けられず不当な差別的取扱いを受けている現状があります。この不当な差別を生み出す要因としましては、障がいのある方の障がい特性に対して十分な理解がされていないこと、また障がいへの無知・無関心と考えられます。

市では、このような課題を継続的に解決していくため、郡上市理解促進研修啓発事業実施要綱を制定し、障がいのある方への理解・差別解消に向けて広報・啓発活動などに取り組んでいます。

広報・啓発活動の内容としましては、市広報誌への記事掲載、市ホームページによる情報発信、パンフレット等の配布、郡上ケーブルテレビ行政情報番組『健ちゃん福ちゃん』において障害者差別解消法の周知、精神障がい者への理解について啓発を行ってまいりました。

また、子どもへの福祉学習として学校教育におきまして特別支援学校や障がい福祉事業所との交流を行い障がいのある方への理解を深めていますが、こここのところはコロナ禍により実施できていない状況でございます。

各関係機関の連携としましては、NPO法人生活支援ネット・ぐじょうに障がいへの理解促進、障がい者への権利擁護支援事業を委託し、障がい者差別についての研修会を障がいサービス事業所の関係者や保護者に対して行っております。

事業所や職場での周知・啓発としましては、ハローワーク岐阜八幡が事業主に対し障がいのある方に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が規定されている障がい者の雇用の促進等に関する法律について企業の人事担当者に向けてパンフレットを使った周知や研修会を開催し、働く障がい者への理解に努められております。

そのほか、ハローワーク岐阜八幡、関市にありますひまわりの丘障害者就業・生活支援センターと社会福祉課とが協力しまして、障がい者出張お仕事相談会と題し、障がいのある方の仕事の悩みなど相談を受ける相談会を開催し、職場での差別解消に向けて支援を実施しております。

実施している施策における今後の展開につきましては、令和2年度に作成いたしました障がいのある方など支援が必要な人が助けを求めやすい地域にするための思いやりマークと障がいへの理解を深めるための思いやりハンドブックについてより一層の活用を図るため、令和4年度では、行政情報番組で、マークの紹介、市民の皆様が障がいのある方に対して思いやりの心で接していただくよう啓発する番組の制作・放送を予定しております。

思いやりマークや思いやりハンドブックは、民生委員・児童委員など支援関係者に配付し、障がいのある方などへの配慮や無理のない範囲での支援をお願いしていますが、今後は市民の皆様向けに携帯しやすい思いやりハンドブックの簡易版を作成して配布するなど、障がいのある方への不当な差別をなくすため、従来の広報媒体を活用した周知や関係機関と連携した事業、職場・地域・学校などに対する出前講座などを実施し、障がいのある方への理解を深めることで差別のない社会づくりに努めてまいります。

令和5年度は第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定の年となりますので、改めてアンケート調査を実施いたしまして、その結果を踏まえながら有効な施策の検討を実施し、次期計画へと反映し、障がいのある方への理解、差別解消、権利擁護を推進してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。

5.1ポイント増えたということは結構重く捉えていただきたいというふうにして思います。いろいろと障がい者への理解ということではありますが、社会が障がい者を受け入れるというふうなことで本当の意味の合理的配慮が学べるのではないかなというふうにして思います。この計画の中にはこういった障がい者に関するマークということでもいろいろと載っておりますので、こういったことの周知も図られたいというふうに思います。

嫌な思いをしたということで、学校とか職場というふうなことでありますので、これは、当然ではあります。教育委員会や商工観光部、そういった部課を超えた連携もしっかりと図られたいというふうにして思いますので、よろしくお願いいたします。

続いてであります。避難所におけるアレルギー対応食についてということでもあります。

9月1日は防災の日であります。本市も9月4日には防災訓練を実施しております。大規模かつ突発的な災害時避難所運営に関して、避難所の開設に当たり、避難所の運営マニュアルというものが。これが避難所運営に関するマニュアルであります。

この避難所運営のマニュアルでは住民への周知というところがあるんですが、受付の混雑を避けるために受付時に記入する避難者カード。避難者カードがこれです。ちょうどこの避難者

カードにはアレルギーというふうな欄もここにはございます。

また、この計画の中には、避難者の振り分け、要配慮者というふうなところに食料、水、毛布等の食料物資の配付には要配慮者のニーズ、食物アレルギーのある方へのアレルギー対応食等を聞き取り、要請するというふうにあります。

このマニュアルというのは避難所が開設されてからというふうなことでありますので、市としても、事前というふうな、自主防災組織というのがあるんですが、その中に、給食とか給水班、そういった班がありますが、こういった方たちの対応というのは事前にアレルギーの方を把握していないとなかなか対応できないというふうなことが見受けられるというふうにしてありますので、こういったところもしっかり対応していただきたいというふうにして思います。

市と自主防災会、ボランティア等が連携して円滑に避難所運営をするための事前の準備、この状況及び避難所の運営のマニュアルの周知の状況についてお伺いしたいというふうなことです。

また、国がアレルギー対応食の備蓄を促すというふうなことが先日も記事に載っておりました。政府が6月に見直した国の防災基本計画でアレルギーに対応した食料の備蓄を自治体の努力義務として初めて明記したというふうにしてあります。

これはアレルギーのある住民が避難先で誤食したり食事に不安を覚えて避難をためらったりするケースがあるためということでもありますので、これは地域の防災計画に反映させるというようなことでもあります。

記憶にもまだ新しいと思うんですが、2011年の東日本大震災では避難所に対応食の備蓄がなくて炊き出しなどの原材料も分からないということがあったため多くのアレルギー患者が大変苦労したというふうなことであります。

こういったような状況があることを踏まえまして、いろいろと市内でも、第3次郡上市食育推進基本計画、これがあるんですが、この中でも、郡上市のアレルギーの児童、これは、令和3年度、幼稚園・保育園では4%から5%、小学校では約3%から4%、中学校では約3%ということで、たくさんのアレルギーを持つ児童生徒の方が見えます。そういったような数が非常に多いということでアレルギーの対応食についても備蓄をいろいろ促していただきたいというふうにして思います。

先日、関市の給食センターに行ってまいりました。関市の市役所の市長公室危機管理課ですかね、そこに問合せをしたら、給食センターを紹介していただきましたので、行ってまいりました。

というのは、9月1日、防災の日に救給カレーというものをお出ししていた新聞記事が載っておりましたので、問合せをしてみました。防災の日に合わせて非常食の救給カレーというものを。これは市内の27の小中学校7,600人に防災のための救給カレーというものを出されております。

これが救給カレーというふうなものです。これは、温めることもなく、封を切ってすぐ食べられるんです。非常に、アレルギーにも、全28品目は使用しておりませんので、すぐ対応できるという

ふうな非常に優れたものだと思います。

こういったものを市としても防災の備蓄として、または教育の一環としてもこれは非常に大事なことであるというふうにして私は認識しましたので、こういったこともぜひ取り入れていただきたいというふうにして思います。

こういったこともいろいろありますが、地域防災計画にもこういったものを反映させていただきたいというふうなことで、以上、いろいろ申し上げましたが、市についてアレルギー対応食についての御見解を伺いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えをさせていただきます。

最初に避難所を運営するための事前準備と避難所運営マニュアルの周知状況についてお答えをさせていただきます。

市では、有事の際に円滑な避難所運営を行えるよう避難所運営マニュアルを作成し、御紹介がございました対応に当たる市職員を対象に出水期前に訓練を実施しております。

また、マニュアルを見直した際は、全ての自主防災会に配付し、市ホームページにも掲載して広く周知を行っており、実際にマニュアルを活用して防災訓練を実施している自主防災会もございません。

避難所運営を円滑に行うためには平時における取組が必要となりますので、現在、実施している防災への啓発活動や自主防災会と連携した避難所運営訓練を今後も継続して実施してまいりたいと考えております。

ほかにも事前の準備として新型コロナウイルス感染症が流行した時点から避難所における感染症対策に取り組んでおります。一例を挙げますと、議員からも御紹介がございました避難者カードの事前配付がございます。

避難所受付での密集を解消するために、毎年、出水期前に避難者カードを全世帯に配付してあらかじめこのカードに必要な事項を記入していただきまして、避難所へ避難する際はカードを持参していただくということを啓発しております。このカードにはアレルギーを記載する項目も設けておりますので、避難所の運営側も把握することが容易となるようになってございます。

次に事前準備として避難所で使用する備蓄品のアレルギー対応についてのお答えをします。

市では平成23年度から災害時に使用する備蓄品の整備を行い始めまして、食物アレルギーに対応した白がゆやワカメ御飯、五目御飯のほか粉ミルクを備蓄しております。持ってまいりましたが、このような、カレー版ではございませんが、御飯版ということでございます。

こちらの裏面に同じように28品目のアレルギーに対応しておりますということで明確に記載してございますので、容易に大丈夫な方はこれで口にさせていただけるということになってございます。

参考に申しますと、令和元年9月にアレルギー特定原材料等の表示が27品目から28品目に変更されました。現在は28品目対応となっておりますので、備蓄品の更新に合わせて多品目のアレルギーに対応した食品に更新するという事で取り組んでございます。

今後も備蓄品の更新に合わせてその時々で最新のアレルギー対応品への見直しを進めていきたいと考えてございます。

なお、議員さんからも御紹介がありましたカレーというものも一つの備蓄品の手段であろうかと思っておりますので、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

最後に6月に内閣府が見直しを行った防災基本計画の件でございますけれども、国はアレルギーに対応した食物の備蓄を自治体の努力義務とすることを計画に明記してございます。

現に、実際、郡上市は取り組んでおるということはございますけれども、市の地域防災計画は国と県の防災計画の見直しにならって更新を加えておりますので、今後、両計画を基にアレルギー対応の記述も加えるように見直しを行うこととしておりますので、よろしく申し上げます。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。

郡上市の地域防災計画、これが郡上市の地域防災計画ですが、この中の資料の中にちょうど資料編の8-1というところには防災用備蓄物資等保有状況というものがここには詳細に記載しております。

先ほど部長のほうからも紹介がありましたが、主食とかでアルファ米とか副食とか、粉ミルクに関してはアレルギーの対応にはなっておりますが、そういったことでいろいろここにも紹介されております。

先ほど部長に紹介していただいたアルファ化米ですが、ワカメとか五目御飯というのがあることは承知しておりますが、五目御飯に関しましては、小麦と大豆が使用されておりますので、アレルギーのある方はそれには対応できないというふうな、そういったこともあります。

このカレーは本当にすぐ食べられるんです。アルファ米というのは、お湯で15分、水ですと60分ちょっと待たないと食べられないんですが、これは封を切ってすぐ食べられるし、カレーというのは、本当にお子さんから年配の方も万人に受ける、そういった食材でありますので、こういったこともぜひ検討していただきたいというふうにして思います。いわゆるローリングストックというふうな、そういった意味合いでもこれは重要なというふうにして思いますので、お願いします。

以前、三島一貴議員が学校給食についてのアレルギーのことで質問されたということは承知しております。そのときの質問、熊田教育長からの答弁も十分読ませていただきました。

こういった非常にアレルギーに苦慮されているお子さんが見えるということでもありますので、こ

ういった方に本当に細心の注意を払いながらまた対処していただきたいというふうにして思います。

ちなみにですけど、関市の給食センターの方に頂いた資料、また資料としてカレーの資料も提供させていただきますが、9月1日の防災の献立をちなみに紹介しますが、救給カレーとキャベツサラダ、ほうれん草と鶏肉のスープ、そして牛乳、そしてもう一つが明宝ソーセージということですので、郡上の食材が使われていることが非常にうれしく思いましたので、簡単に紹介させていただきます。

今ほど、加藤総務部長のほうから答弁を頂いたので詳細に分かるんですが、日置市長が、7月ですかね、7月に、市長とのふれあい座談会というものがあるんですが、このときにアレルギーのあるお子さんを持つお母さんたちとの会がございます。

その会と市長が懇談をされているというふうなことをお聞きしたので、ここでアレルギーについての対談をされたということですので、感想等をお聞かせ願えればと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えいたします。

御指摘のように、アレルギーを持つお子さんのお母さん方、数名だったと思いますけれども、懇談をさせていただきました。アレルギーを持つお子さんを育てるというために本当にお母さん方があらゆる面で苦労しておられるということを再認識させていただいたような気がいたしました。

今お話がありましたようにもちろん災害時におけるそういう避難所における食料の問題もありますし、またお話に出ましたように学校等における給食の問題であったり、あるいは場合によると親子そろっていろんなところへ出かけて行って外食するというような場合に通常の食堂へ入って何かを選ぶというような場合もアレルギーに関するものが入っていないかどうかというような情報が非常になかなか分かりにくくて苦労するというようなこともございましたし、またそういうアレルギーを持つお子さんの医療とかそういう意味の相談ということもなかなか苦労しているというような、とにかく、子どもさんをお育てになるのに、心理的にも、そして経済的にも大変苦労されているということをお伺いしました。

しかも、アレルギーを持つ、アレゲンっていうんでしょうかね、そのもとになるものは私どもの想像を超えたような大変たくさんこういうものもアレルギーのもとになるのかというような子どもさんによっては様々なものがアレルギーを引き起こすもとになっているという話を聞いて本当にこれは御苦労なことであるというふうに思いました。

そういうことで何とか市としてもできる限りのことはしたいというふうにして、特に先ほど来ある避難所における食べ物というものは、避難してきたけども、そういうアレルギーを持つ子どもさんや、大人の場合もあるわけですけども、食べるものがないというようなことでは本当に申

し訳ないことでありますので、先ほど来お話がございましたようにこうした避難所等におけるアレルギーフリーの食料の問題については最優先で取り組んでいきたいというふうに思いますし、そのほか、市政においてアレルギーを持った子どもさんを育てられる親御さんたちにとってどんな支援ができるかということを考えて対応してまいりたいというふうに思っています。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) ありがとうございます。こういった本当にアレルギーという、厳しい、命に関わるということでもありますので、こういったことに本当に真剣に取り組んでいただきたいと思えます。

本当に、こういったアレルギーを持つお母さんたちとお話しさせていただいたことがあるんですが、涙ながらに訴えられるので、本当に命に関わるということでもありますので、本当に真剣に訴えられましたので、市としてもこういった対応はしていただきたいと思えます。

1つ目の質問と2つ目の質問というのは、ある意味、社会的な弱者、社会的には少数というふうなことであります。こういったところに配慮が配られるということが本当に住みやすい郡上というところにつながっていくんじゃないかなというふうにして思えますので、またいろいろと御尽力いただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後の質問であります。スポーツ施設の管理状況と環境整備についてということでもあります。

まず、最初に市内のスポーツ施設ですが、美並のまん真ん中センターとかいろいろと設備はありますが、こういったところの使用状況から見るグラウンドの状態とか管理状況、これの点検項目や点検の頻度についてまずお伺いしたいと思います。

これはまた皆様方には資料が多分出ていると思えますので、参考にしていただきたいと思えますので、よろしく願いします。

まず、状態とか管理状況についてお伺いしますので、よろしく願いします。

○議長(田代はつ江) 長尾教育次長。

○教育次長(長尾 実) お答えをさせていただきます。

まず、市内のスポーツ施設の利用条件につきまして、本日、令和3年度社会体育施設利用状況調書をタブレットのほうに示させていただいております。

令和3年度の利用状況につきましては、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策で利用制限もございましたが、増加傾向となってきております。

また、今年度につきましては、屋内施設については新型コロナウイルス感染症の影響で今のところ前年並みでございますが、屋外施設につきましては大会等が再開されるなどコロナ前の利用状況に近づい

ているのではないかと考えております。

主な利用状況としましては、野球、サッカー、ソフトボールなどの少年スポーツ団体や一般クラブ団体などで毎週定期的にご利用されております。また、土日には大会や練習試合、合宿等が行われ、市外からも多くお見えになっております。

グラウンドの状況と管理状況でございますが、まん真ん中広場や吠高原スポーツ広場、市民球場は芝生やマウンドなどは専門的なメンテナンスを要するため専門業者に委託しております。常に利用できる状況に努めております。

また、古今伝授の里運動公園や郡上八幡総合運動公園等は、現場の状況を踏まえ、特に草の生える時期にシルバー人材センター等に委託し、草刈りや清掃、土入れなどを行い、状況によっては職員も草刈り等を行っております。

また、点検項目や点検頻度につきましては特に定めておりませんが、年度初めに状況確認や春から秋にかけての草の生える時期に定期的に現場を確認しております。また、本日のような豪雨時の後には施設に異常がないかを確認しておるという状況でございますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 森藤文男議員。

○7番(森藤文男) いろいろとデータを頂きながら見させていただきました。多くの方が本当に利用されております。書いてある施設名というところもいろいろとあるんですが、ここもほぼグラウンドの状態とかを行って回って見てきました。

そういった中でソフトボールで使われたり野球で使われたりとかいうふうなことでたくさんの方が使ってみえるんですが、10月の8日と9日、土日ですが、第36回の中濃学童軟式野球大会、これは、郡上市、郡上市の教育委員会、郡上市のスポーツ協会が後援しておりますね。

郡上市の4会場、白鳥の合併記念公園の市民球場、大和の古今伝授の里のグラウンド、大和生涯学習センター、八幡の総合運動場、この4会場で開催されるようです。多くのチームを郡上にお招きしてくるということでありますので、しっかりとしたよいコンディションでの開催を望みたいというふうにして思います。

また、練習や試合などでの安全管理としてのこういったAEDとかの設置等も非常に重要なことだと思いますので、こういった施設の倉庫の状況、運動広場ですかね、市民球場の上にある運動広場についてはトイレ等も全て和式であります。女子トイレは5つあるんですが、全部、和式。男子のは3基あるんですが、全て和式ということであります。

ここを拠点にしてたくさんの方がスポーツに励まれるので、こういった施設の倉庫やトイレなどの環境整備や安全管理としてのAEDの設置についての状況についてお伺いしたいと思うので、よ

ろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えします。

AEDの設置状況等につきましても、本日、示させていただいております。郡上市のホームページで市内の状況について掲載しているものでございます。その中で市管理分として61か所あり、そのうちスポーツ施設としましては郡上市総合スポーツセンターややまと総合センターなど8か所に設置しておる状況でございます。

スポーツ施設への設置につきましては、私どもも、人命に関わることでありますので、必要性を十分認識しておるところでございます。周辺施設の設置状況でありますとか利用状況を踏まえ、設置を検討してまいりたいと考えております。

また、合併記念公園等の施設等に関わることでございますが、市民が安全で安心して快適に利用できるよう順次整備したいと考えておるところでございます。しかし、他の施設も老朽化等により修繕すべきところも多くございますので、安全面や緊急性等を踏まえながら計画的に整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、オリンピック・パラリンピックの選手村で使用しました郡上市産木材を再利用してベンチを作成し、合併記念公園等のスポーツ施設などに今年度設置を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（7番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 森藤文男議員。

○7番（森藤文男） ありがとうございます。

こういった子どもたちのスポーツをする人口が本当に減ってきました。特に野球ですが、小学校では郡上市内に4チームだけであります。中学校では2チームしかございません。

しかしながら、こういった子どもたちのスポーツをする選択肢というものは残しておきたい。そういうふうにして思います。そういった選択肢を残す上でも環境の整備というのはやれることはやっていたきたいというふうにして思います。

ここにAEDの設置状況もありますが、適正なところにまた配置していただきたいというふうにして思います。皆さんも、これを見られて、ここに設置してあるんやなとか。

ちなみに、その4つの施設で、今度、野球の試合、中濃の軟式野球大会が行われますが、古今伝授、大和のところには設置されておられません。最寄りですと西小学校があります。大和の生涯学習センターにも設置がないので、最寄りは恐らく大和の振興事務所だと思います。

ただ、これを今見させていただくと、2020年7月現在ということではありますが、人数の把握というは、いろいろとデータを取りながらで、令和、例えば2年とか令和元年とかということになると

と思いますが、私はAEDとかの設置というのは2020年じゃなくて今日現在のが分かると思いますし、どこに何があるかというのはきっちり把握しておかないと、特にAEDがあつて助かる命もというふうなこともありますので、どこにこれが設置してあるか。

市民球場には設置されていませんでした。以前はあつたようなこともお聞きしましたが。運動広場には設置されておりますので、その近辺には相撲場やテニスコートもございますが、そこには設置されていないので、どこに近くにAEDが設置されているかというのがすぐ分かるような表示というのは必ず必要だと思いますので、こういったことはすぐ検討していただきたいというふうにして思います。

いろいろと申し上げましたが、市もいろいろ尽力されているということは重々承知の上でまたこういう問題提起もさせていただきました。いろんなところと、役割があつて、しっかりと連携して、そしてそれが回るような循環としてというようなことで、今後もいろんな施策としてそれを進められたいというふうにして思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、森藤文男議員の質問を終了いたします。

◎議案第80号から議案第109号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第80号 郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程5、議案第109号 財産の取得及び処分の変更についてまでの3議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。議案第81号について質疑の通告がありますので、発言を許可します。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） 4番 田中です。

ただいまおっしゃられたように議案第81号 郡上市手数料条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきたいと思います。

先般、議案提案で御説明を聞いただけでありますので、深く中身を十分承知してということではないので、理解不足があるかとも思いますけれども、お願いいたします。

まず、一つは、この資料のほうを見せていただきましたけれども、今回のコンビニ交付のインセンティブで、令和7年3月31日まで5年度、6年度、恐らく4年度の後期もそうですけれども、3分の1、手数料を減額すると。

要するに、これは、コンビニ交付を増やすといえますか、あるいはマイナンバーカードの普及を目指すといえますか、そういうことにおいてこういうふうないわゆる諸証明の交付が進んでいくというものを目指されるというふうに理解したわけでありまして、この資料を見て思いました

のは、中ほど、改正の内容の2行目のところに令和7年3月31日までの間に限りということですから、さっき申し上げたように、2年と5か月くらいですか。それを経ますと戻るということですね。

それをふっと思ったときに、実は、運転免許証返納をした場合に、郡上市内で、自主バスあるいはコミュニティバスが、半額、50%減額になって2年後にまた戻るんですね。

実は自分もそのことについて市民の方から御相談があって、返納して、そして2年たって、ますます収入もつらいし、生活もえらい中でなぜ倍に上げるんやと言われたので、総務部長とも相談しながら、部長さんから聞いて「こういう経営状況の中で特別にこの間だけは下げるんですよ」と。

「だけど、それは2年経たら戻させてもらう。けど、100円で十分安いんですよ」とまめバスの話をしたわけなんですけれども、今回のインセンティブのつけ方も一定の時間を経ると戻るというのは減額した分だけ余計戻るということ。

そういうことが例えばマイナンバー交付の際に要る必要な経費がもしあって1回だけで済むんならいいんですけど、何度か住民票等を取られる方にとってみると、値上げ感といいますか、そういうふうな感じをそのときに持たれるのではないかというふうに思ったことが自分の質疑の最初の動機なんですけれども。

そして、もう一つ考えていくと、実際は、3年度の決算書を見ますと戸籍住民基本台帳手数料は1,700万円余の収入済額があるわけなんですけれども、コンビニ交付によってこの金額は3分の1減るわけですね。これの中のどれだけがコンビニ交付になるかということですから、全部が3分の1であるわけではありませんけれども、減るということ。

もう一つは、コンビニ交付に関わる経費、いわゆるそれを運用していくためのシステムを使って導入する、そしてそれを管理していくという経費がかかります。それから、ここにも書いてありましたように117円の発行手数料がかかるということですから、一方で収入が減り、一方で支出が増えるということになるんです。

さっき言ったように、インセンティブの取り方が後から上がるから不公平感を持たれるということと同時に、郡上市にとって、団体にとっても、出と入りのことを見ると、非常に、インセンティブをつけるから仕方ないとかこういうことを導入するから経費が要るんだということは分かるんですけども、大きな収入・支出の具合が悪いのではないかと思ったわけです。

もう一つ、それを、今度は、資料の裏面に書いてありましたけども、手数料の減額状況、他市の例を見ると、例えば極端に言うと美濃加茂とか坂祝は戸籍証明の減額をしないということなんですね。

ほかで、下呂とか海津とかは住民票等の減額についても250円のところ50円とかそういうふうにして減額の度合いが少ない事例が出ていたもんですから、そうすると郡上市は勇断を持ってインセンティブのために大きく減額を決められたなど。これは立派なことやと一方で思いながら先ほど申

し上げたような心配があったわけです。

ですから、このことを決められるに当たってそういうものを恐らく比較・考慮しながらこういうことを決められたんでしょうけど、少しその経緯について御説明を受けておきたいなというふうに思いました。よろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、条例の提案に至った考え方を説明させていただきまして御理解を賜りたいと存じますけれども、まず、恒常的価格案、いわゆる今ほど議員さんがおっしゃったのは、安くして長期的にやるとかの方法はないかという通告の内容、そのように解釈いたしましたので、恒常的価格案というような言い方をさせていただきますけれども、私どもとしても条例の別表を改正して恒常的とすることについても検討させていただきたいところでございます。

しかしながら、県内のいろんな団体が、考え方はあろうかと思えますけれども、一定の期限を設けているということも参考にさせていただき、また期限を設けることでこの期間にマイナンバーカードの取得をしていただきたいという思いがございました。

なお、国が本年度末までに国民のほぼ全員に行き渡ることを目標としていることを考慮しますれば値下げの期限を本年度末までとする案もなかったわけではございませんが、十分な期間を取ることによってメリット感を持っていただけるのではないかということで2年半ほど先の令和7年3月31日を期限とさせていただいたというようなことがございます。

加えまして、コンビニ交付ではおっしゃいましたように手数料が117円引かれますし、新たに、J-LISへの負担金、今、御指摘もございましたが、負担金が必要となりますので、財政が厳しい折、手数料自体は少額にはなりますけれども、恒常的な減額は困難であると。そういうような考え方もあったところであります。

次に、減額幅につきましては、カードの付加価値を高めることに重点を置きまして、特に戸籍関係に関しましては他団体に比べれば思い切った減額をさせていただいたところであります。期限終了後の値上げ感が大きいという点は御指摘のとおりかもしれませんが、窓口交付の料金と同額に戻すという点は御理解いただきたいと思えます。

慣れは必要となりますけれども、窓口で申請書をお書きいただくとかの手間を考えますと、コンビニ交付は短時間での取得が可能のようですし、身近にあって平時から御利用されているコンビニエンスストアで取得できれば利便性が高まると。そのように考えてございます。

以上を考慮して、減額幅を大きくし、期限を設ける方法を選択いたしましたので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、減額の期限となります令和7年3月31日まで、令和6年度となりますが、そのときの状況

を見まして以後の対応は改めて検討する必要があるということも考えてございます。よろしくお願
いいたします。

○議長（田代はつ江） 以上で、通告による質疑は終了します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第80号から議案第109号までの3議案は会議規則第37条第
1項の規定により議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました3議案につきましては会議
規則第44条第1項の規定により9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにし
たいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第80号から議案第109号までの3議案に
つきましては9月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労さまでございました。

（午後 1時52分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 田 代 まさよ

郡上市議会議員 田 中 義 久